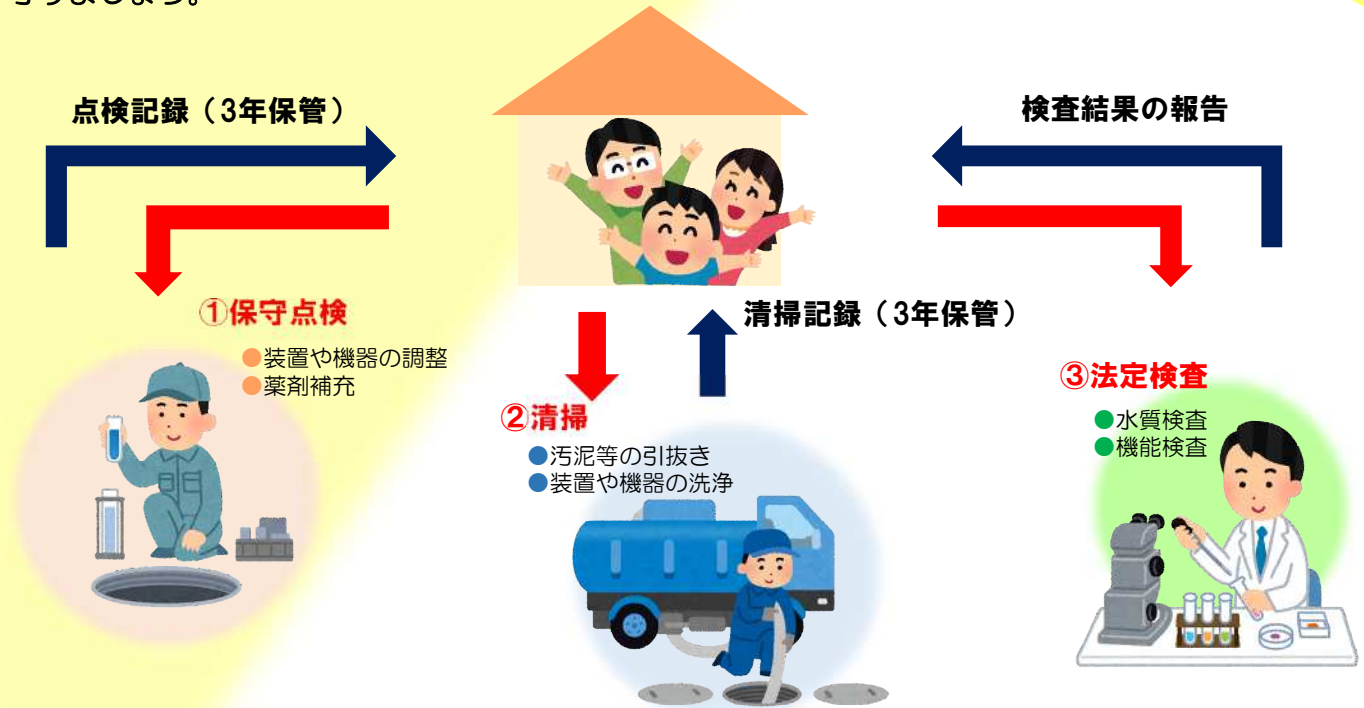


# 浄化槽は維持管理が必要です。

浄化槽は、微生物の働きによりトイレの排水や生活雑排水をきれいにする設備です。

微生物がしっかり働けないと浄化力が落ちてしまい、汚れたままの水を川や海に流してしまうこととなります。

微生物が働きやすい環境を整えるためには、「**保守点検**」「**清掃**」「**法定検査**」という3つの維持管理が不可欠です。浄化槽のしくみを知り、維持管理の3つの約束と役割を理解して、きれいな水環境を守りましょう。



## 保守点検とは

常日頃の保守点検が重要です。保守点検は登録業者に委託しましょう。

浄化槽の装置が正しく稼働しているかを点検し、装置や機器の調整・修理、スカム（処理過程で発生する浮遊物）や汚泥の蓄積状況を確認します。

保守点検は定期的に行い、回数は処理方式や規模によって規定されています。

★県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託契約（申し込み）をしてください。



熊本県ホームページ（保守点検業者）

## 清掃とは

定期的な清掃が必要です。清掃は許可業者に委託しましょう。

浄化槽は1年程度経過すると槽の中に微生物の死骸などがスカムや汚泥となって溜まります。

スカムや汚泥が溜まりすぎると浄化槽の機能に支障をきたし、十分に処理されず水質の低下や悪臭の原因となることから、年1回の清掃が必要になります。

★天草市の許可を受けた各地区の清掃業者（地域指定有）に委託契約（申し込み）をしてください。



し尿・汲取り許可業者

## 法定検査とは

浄化槽を設置した初年度と毎年1回行われる定期検査（法定検査）が必要です。

浄化槽の正しい使用や管理としての保守点検および清掃が行われているかを総合的に診断する精密検査として年1回の「法定検査」を受検することが大切です。

※保守点検と法定検査は役割と内容が異なり、それぞれ必要な検査になります。

★公益財団法人 熊本県浄化槽協会にお申し込みください。  
(☎096-284-3355)

3つの維持管理については、「浄化槽法」により定められた義務で、浄化槽をお使いの方は必ず守っていただく必要があります。適正に管理されていないと判断される場合、改善の勧告や命令が出され、従わない場合は、罰金等が科されますので適正に維持管理を行いましょ。

詳しくは、天草市HP 「浄化槽は<保守点検・清掃・法定検査>の維持管理が必要です」をご確認ください。  
<https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0037230/index.html>



# 浄化槽に関する手続き

浄化槽を管理していくうえで以下の手続きが必要です。

●浄化槽の使用を開始したとき（新築・合併浄化槽への転換など）

【提出物】 浄化槽使用開始報告書 （使用開始してから30日以内に提出）

●浄化槽の使用を休止するとき（空き家・施設入所など）

【提出物】 浄化槽使用休止届出書 （休止のための清掃・消毒剤撤去を行ってから提出）

●浄化槽の使用を再開したとき（転入・長期入院からの退院など）

【提出物】 浄化槽使用再開届出書 （使用再開してから30日以内に提出）

●浄化槽を廃止したとき（家屋の解体など）

【提出物】 浄化槽使用廃止届出書 （廃止してから30日以内に提出）

●浄化槽の管理者（設置者・使用者等）を変更したとき（死亡・転居・代表者の変更など）

【提出物】 浄化槽管理者変更報告書 （変更してから30日以内に提出）

## 管理者・連絡先不明の浄化槽ありませんか？ ～浄化槽管理者変更報告書を提出しましょう！～

浄化槽管理者（設置者・使用者等）が変更となったときは、「浄化槽管理者変更報告書」の提出が必要です。  
ご家族・ご親族の住宅について、浄化槽管理者がどなたになっているか確認をいただき、必要に応じて管理者変更を行って下さい。

次のようなケースは特にご注意ください。

- ・居住者の長期不在（入院など）で市（町、村、保健所）や業者との連絡が取れない
- ・居住者の死亡後に手続きが行われていない
- ・別荘や中古住宅、空き家などで出入りが少ない

管理者不明の浄化槽は、周囲の環境悪化や近隣住宅に迷惑をかけている可能性があるため、ご協力をお願いします。

届出書の様式は、天草市HP 「浄化槽設置を予定しているみなさんへ」 からダウンロードできます。

<https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0034244/index.html>



提出・問い合わせ先

〒863-0013  
天草市今釜新町3543

天草市水道局下水道課 施設管理係

TEL 0969-23-3498

FAX 0969-23-3499

